

# 法定福利費を明示した請負代金内訳書作成の手引き

## 1 趣 旨

国では、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を図るため、社会保険等の未加入対策を推進しています。

その対策のひとつが、請負代金内訳書に法定福利費を明示する取り組みです。社会保険等に参加する原資となる法定福利費が適切に計上された金額で契約を締結することにより、発注者から元請企業、下請企業、さらには個々の技能労働者まで、法定福利費が適正に支払われるようにするものです。

そこで、本市においても、建設業の持続的な発展のため、令和4年度から、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出いただくこととします。

## 2 対象工事

少額随意契約を除く建設工事

## 3 実施時期

令和4年4月1日以降の入札公告分から

## 4 請負代金内訳書の提出方法

別添「工事費内訳書への法定福利費明示見本」を参考に「請負代金内訳書」を作成し、契約締結後10日以内に、工程表とあわせて提出してください。

なお、入札時に提出の「工事費内訳書」に、法定福利費を追記していただければ、「請負代金内訳書」の提出は不要となります。

## 5 対象となる法定福利費

次の保険にかかる現場労働者\*の事業主負担分

健康保険、介護保険、厚生年金保険、子ども・子育て拠出金、雇用保険

※ 現場労働者：技能士や建設機械運転者等の技能労働者、作業員など、建設工事の現場において直接作業に従事する方を指します。

## 6 法定福利費の算出方法（国土交通省資料より抜粋）

### (1) 労務費から算出する方法

#### ① 直接工事費の積算で労務費を使用している場合

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて算出します。しかしながら、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金の把握が難しいため、見積もった「労務費」を賃金とみなし、それに各保険の保険料率等に乗じて算出します。

$$\text{法定福利費} = \text{見積もった労務費} \times \text{保険料率等}$$

#### ② 直接工事費の積算で労務費を使用していない場合

過去の工事実績から平均的な労務費率を算出し、これを工事費に乗じて労務費を算出し、それに各保険の保険料率等に乗じて算出します。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{過去の工事の平均的な労務費率} \times \text{保険料率等}$$

なお、「過去の工事の平均的な労務費率」は、厚生労働省が公表している労災保険料の算定に使用している下記の労務費率を使用しても差し支えありません。

事業の種類	労務費率
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業	
組立て又は取付けに関するもの	38%
その他のもの	21%
その他の建設事業	23%

出典：厚生労働省「請負による建設の事業」における労務費率を用いた労災保険料の算定についての労務費率表（令和6年4月1日施行）

### (2) 過去の工事実績から算出する方法

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて算出します。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{過去の工事の平均的な法定福利費の割合}$$

### (3) 下請企業から提出された見積書等から算出する方法

下請企業から提出された見積書等に明示された法定福利費を合算し算出します。

$$\text{法定福利費} = \text{下請 A の法定福利費} + \text{下請 B の法定福利費} + \dots \text{の法定福利費}$$

※ 法定福利費の具体的な算出方法については、5 ページをご覧ください。

※ 法定福利費の算出における詳細は、国土交通省による資料『標準約款（公共／民間／下請）の改正』（<https://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>）をご覧ください。

## 7 法定福利費の明示にあたっての留意点

### (1) 法定福利費の本人負担分を除くことが困難な場合

健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一緒に徴収されるため、明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれます。ただし、事業主負担分のみを算出することが困難な場合は、「本人負担分を含む」などと明記してください。

### (2) 下請企業に工事を発注する予定がある場合

下請企業の法定福利費を含めてください。

### (3) 下請企業に工事を発注するか決まっていない場合

自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算してください。

### (4) 下請企業の加入している保険が自社の加入している保険と異なる場合

各保険の加入者数が把握できる場合は、加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入者が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用しても差し支えありません。

### (5) 下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外なのか不明である場合

全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で、法定福利費を計算してください。

### (6) 下請企業が変更になった場合

一度提出した請負代金内訳書の再提出の必要はありません。

**(7) 法定福利費の明示額が著しく低い額となった場合**

明示された法定福利費額が、予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1未満となった場合、法定福利費、さらにその根拠となる労務費が所要額を大きく下回るおそれがあるため、算出根拠を確認し、誤記等があれば訂正を指示します。

## 法定福利費の具体的な算出方法

### 1 法定福利費の算出例

区分	算出方法
① 健康保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 ( 9.91%) (1/2)
② 介護保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 × 加入率 ( 1.60%) (1/2) (56.4%)
③ 厚生年金保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 (18.30%) (1/2)
④ 子ども・子育て拠出金	労務費 × 拠出金率 × 事業主負担 ( 0.36%) (2/2)
⑤ 雇用保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 ( 1.85%) (2/3)

※ 上記①～⑤の合計が、明示する法定福利費となります。

※ ( ) 内にある保険料率等は、令和 6 年 4 月時点のものです。法定福利費に  
乗じる保険料率等の合計は約 16.08%になります。

### 2 岐阜県における各保険の保険料率（令和 6 年 4 月現在）

区 分	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険（令和 5 年度：岐阜県）	9.91%	4.96%	4.96%
介護保険（令和 5 年度）	1.60%	0.80%	0.80%
介護保険の加入率【40～64 歳の被保険者割合（令和 4 年 9 月末時点）】：56.40%			
厚生年金保険（令和 2 年 9 月分～）	18.30%	9.15%	9.15%
子ども・子育て拠出金（令和 6 年 4 月分～）	0.36%	0.36%	-
雇用保険料（令和 6 年 4 月～）	1.85%	1.15%	0.70%

※ 保険料率等は定期的に改定されますのでご注意ください。

### 3 保険料率の確認方法

#### (1) 健康保険・介護保険の保険料率

全国健康保険組合（協会けんぽ）のウェブサイト (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>)  
の「健康保険ガイド」に掲載されている保険料率をご確認ください。

なお、個別に健康保険組合に加入している場合は、組合にお問い合わせください。

※ 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までとなります。実際の現場労働者に占める40歳から64歳までの割合を把握することが困難な場合、次のとおり全国健康保険組合のウェブサイトに掲載された割合を用いる方法があります。

介護保険料の算定に使用する保険料率

$$= \text{介護保険の保険料率} \times 1/2 \text{ (事業主負担)} \\ \times \text{加入率 (40~64歳の被保険者割合)} \blacklozenge$$

◆ 協会けんぽウェブサイト>協会けんぽについて>統計情報>統計調査>事業年報>直近までの情報>総括表>全国健康保険協会管掌健康保険>被保険者及び被扶養者の年齢構成割合

## (2) 厚生年金保険の保険料率・子ども子育て拠出金の率

日本年金機構のウェブサイト (<https://www.nenkin.go.jp>) のキーワード検索を使って「厚生年金保険料額表」と入力して保険料率及び拠出金率をご確認ください。なお、厚生年金基金に加入している場合は、基金にお問い合わせください。

## (3) 雇用保険の保険料率

厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp>) のキーワード検索を使って「雇用保険料率」と入力して保険料率をご確認ください。事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』をご覧ください。

## 法定福利費の明示に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	なぜ法定福利費の明示を求めるのですか？	建設業において、技能労働者等の就労環境を改善し、若年者の入職の減少と高齢化に歯止めをかける必要があることから、国土交通省が推進しているもので、市と契約する建設業者が、建設現場に従事する労働者の社会保険料（事業主負担分）を適切に負担していただいているかどうかを確認するためです。
2	明示額がない場合はどうすればいいのですか？	明示額がない場合は、ゼロと記載してください。しかしながら、保険の適用除外など、負担すべき法定福利費がないという事例は稀少なケースであると考えますので、負担していただく法定福利費の有無を確認させていただきます。
3	明示額を記載しないと罰則はあるのですか？	明示額の記載は契約書に謳っていますので、約束事として守っていただく必要があります。明示額があるにもかかわらず記載していない契約者には、建設業の持続的な発展に必要な制度であることをご理解いただき、明示していただくようお願いします。
4	明示額には基準があるのですか、明示額の多寡によって指導等があるのですか？	法定福利費は、現場労働者数や加入している保険によって変わりますので、基準は設けていません。なお、明示額がゼロの場合や著しく低い（予定価格に占める法定福利費額の2分の1未満）と思われる場合は、確認をさせていただきます。
5	法定福利費の算出方法がわかりません。どうすればいいのですか？	決まった算出方法はありません。普段計算している方法があれば、それを活用してください。特に設けていない場合は、この手引きの算出方法を参考にしてください。
6	入札では経費をぎりぎりまで削減して応札しています。法定福利費を確保する余裕はありません。	予定価格には法定福利費が含まれています。この経費を削減することなく、現場労働者の社会保険料（事業主負担分）として確保してください。

No.	質 問	回 答
7	下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めるのですか？	下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めてください。
8	下請企業に工事を発注する場合に算出する法定福利費は、二次以下の下請企業の分も対象となるのですか？	現場に従事する労働者の社会保険料(事業主負担分)を適切に負担していただいているかどうかですので、すべて対象となります。なお、一次下請企業の見積書の法定福利費には二次以下の法定福利費が含まれているはずですので、一次下請企業分を合計すれば下請企業全体の法定福利費が把握できると考えます。
9	元請企業は、下請企業の社会保険等加入状況をどのように確認するのですか？	<p>下請企業に直接聞き取っていただくことが確かな方法です。なお、国土交通省が平成 27 年に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業、下請企業それぞれの役割と責任が明記されています。</p> <p>ガイドラインでは、元請企業は、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険等に加入していることを確認し、いずれも適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導していただくことになっています。</p>
10	建設業許可が不要な軽微な工事のみを請け負う業者も対象となるのですか？	対象になります。なお、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業は下請企業の許可の有無にかかわらず、軽微な工事のみの請負業者であっても、保険加入を確認するよう求めています。
11	測量・設計業や警備業など、建設業に関連する業種も対象となるのですか？	建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業法を所管する国土交通省において「建設業を営む者」を対象に行っているため、警備業等については対象になりません。



No.	質 問	回 答
12	建設現場にいる事務員なども対象になるのですか？	対象は、現場の建設労働者であり、事務員、清掃員、場内整備員、残土運搬運転手等は対象になりません。
13	下請企業に工事を発注するかどうか決まっていな い場合は どうすればいい のですか？	自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を 計算してください。
14	下請企業の加入保険が 自社の加入保険と違って いる場合、適用する保険料 率はどの保険のものにすれ ばいいのですか？	それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる 場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握でき ない場合は、加入している人が多いと考えられる主な 保険の保険料率を一律に適用するといった方法が考え られます。
15	下請企業が社会保険の 適用対象なのか、適用除外 なのか不明です。どうすれ ばいいのですか？	全ての下請企業が社会保険に加入しているという 前提で法定福利費を計算してください。
16	下請企業が複数ある 場合、下請ごとに記載する 必要があるのですか？	合計額を記載してください。
17	下請企業がない場合も 記載するのですか？	下請企業がない場合も自社の法定福利費を記載して ください。
18	下請企業が変更になった 場合に請負代金内訳書の 再提出が必要ですか？	不要です。
19	法定福利費の算出根拠 資料も提出しなければなら ないのですか？	算出根拠資料は不要です。